

# 単価契約仕様書

## 1 業務の名称

(単価契約) 電気自動車法定点検及び継続検査業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

道路運送車両法等の法令に従い、指定された車両の法定点検及び継続検査（以下「車検」という。）を実施する。

## 4 対象車両：車両年間保守管理計画表（別紙）のとおり

(1) 普通自動車：2台（連絡車＝2台）

※ 車両の台数は、令和8年6月現在の台数であり、契約期間中に増減することがある。

## 5 点検業務単価の種類

(1) 普通自動車（連絡車）

ア 6ヶ月点検

イ 12ヶ月点検

ウ 車検

## 6 予定数量

	6ヶ月点検	12ヶ月点検	車検
普通自動車（連絡車）	2	2	0

(備考) 年度中の車両の増減等により、数量は変更になることがある。

## 7 支払方法等

各車両の点検業務単価に受託者が当該1ヶ月間に実施した定期点検、車検の台数を乗じて得られた金額（各点検業務単価×実施台数の合計額）を、受託者からの適法な請求に基づき支払う。請求は、定期点検、車検に区分して行うこと。

## 8 その他留意事項

- (1) 各車両の定期点検及び車検は、別紙「年間保守管理計画表」に基づいて実施すること。ただし、各車両の定期点検及び車検の時期は変更になることがあるので、受託者において事前に確認しておくこと。
- (2) 各車両の配置場所については、別紙「年間保守管理計画表」のとおりとする。ただし、配置場所が異なる場合があるので、受託者において事前に確認しておくこと。
- (3) 各車両の定期点検及び車検の内容は、下記の10「定期点検及び車検の内容」記載のとおりである。なお、定期点検及び車検の実施結果の記録については、近畿地区自動車整備連絡協議会が定めた様式等を使用すること。
- (4) 各車両の定期点検及び車検の予定数量は令和8年6月現在の車両台数によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (5) 交換部品及び消耗品等について、契約期間内に当該品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の交換ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止

等品番と同等以上の機能を有すると認められた後継品番又は上位品番を代替品番として交換することができる。

- (6) 定期点検及び車検の実施時に本仕様書に含まれない部品の交換、修繕等が必要と認められた場合は、受託者から下記9に記載されている環境政策局の本庁各課に当該修繕内容等を速やかに連絡すること。当該修繕等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
- (7) 車検事務代行に要する経費は点検業務単価に含む。
- (8) 定期点検及び車検等実施の際、その作業が原因で発生したと考えられる不具合が生じたときは、受託者が責任をもって対応すること。
- (9) 受託者は道路運送車両法の規定により自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けていることを文書により証明できる者に限る。(業務委託の対象車両が、自動車分解整備事業認証及び指定自動車整備事業指定に係る「対象とする自動車の種類」の中に必ず含まれていること。)
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項については、まち美化推進課車両担当と受託者がその都度協議して定める。

## 9 環境政策局本庁各課の所在地及び連絡先

### 環境総務課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話(075)222-3450

※車両の移動により、所在地が上記以外となる場合がある。

## 10 定期点検及び車検の内容

### (1) 普通自動車(連絡車)

6ヶ月点検を1回、12ヶ月点検又は車検を1回実施する。

#### ア 6ヶ月点検

新車登録、車検、12ヶ月点検の実施月から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたものを準用したもの(自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの)とする。

点検実施の際、ワイパーゴムの交換を併せて実施すること。交換するワイパーゴムは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、交換した古い部品等の処分については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、点検業務単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。

点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

#### イ 12ヶ月点検

新車登録から概ね12ヶ月後、24ヶ月後及び車検の実施月から概ね1年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

12ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの(自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの)とする。点検実施の際、エアコンフィルターの交換を併せて実施すること。

交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換した古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、点検業務単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自

家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

1 2ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね3日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

#### ウ 車検

自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（単価に含む。）

- ・ブレーキオイル交換
- ・冷却水・ロングライフクーラント交換
- ・カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・エアクリーナー点検
- ・ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・バッテリー点検・充電
- ・ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換
- ・下廻り洗浄、防錆塗装
- ・ブレーキ分解清掃

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

年間保守管理計画表

台数	所属	車種	車両	番号	車名	年式	公害記号	型式	車台番号	長さ	幅	高さ	原動機の形式	排気量	乗車定員	燃料	車両重量	車両総重量	有効年	有効月	有効日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料単価区分
1	環境総務	連絡車	京都3011に	3179	日産	H23	ZAA	ZEO	000155	4.44	1.77	1.54	EM61	80.0kw	5人	電気	1520kg	1795kg	10	1	29				⑥							⑫		普通自動車 (連絡車)
1	環境総務	連絡車	京都331る	2050	フィアット	R8	ZAA	FH1F1	ZFANFB5 5PJ029868	4.2	1.78	1.59	ZK02	62.0kw	5人	電気	1580kg	1855kg	11	3	29						⑥						⑫	
				台数	⑥	⑫	車検																											
普通車自動(連絡車)				2	2	2	0																											
								(注1) 表中の⑥は6ヶ月点検, ⑫は12ヶ月点検を表している。																										
								(注2) 機構改革により所属名称等が変更される場合がある。																										